



General 再生可能エネルギー法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続

資源エネルギー庁は、平成30年10月22日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案（以下「本改正案」といいます。）の概要を公表し、同年11月21日までの間、本改正案について意見公募を行いました。

本改正案によると、平成27年3月31日以前に認定を受け、平成28年7月31日以前に接続契約が締結された太陽光発電案件（以下「対象案件」といいます。）について、平成31年4月1日より前に系統連系工事着工申込みを行い、かつ同日までに同申込みが電力会社に受領されない限り、同案件に適用される調達価格が、平成29年度以降の調達価格へ変更されることとなります。なお、現時点では、平成31年4月1日より前に、電力会社による上記受領が行われるためには、事業者は、平成31年1月下旬頃までに同申込みを提出する必要があるとされています。

系統連系工事着工申込みは本改正案において新たに導入された申込様式であり、その内容の詳細について

は現時点では明らかではありません。しかし、少なくとも、①土地の使用の権原が現に得られている（地権者等との調整が全て整っている）こと、②林地開発、農地転用等の事業の開発・実施に必要な許認可が現に得られていること、③条例による環境アセスメントが必要な場合は、そのプロセスが終了していること、④申込み以降、認定計画に変更が生じないことといった前提条件が満たされない限り申込みができない旨が本改正案によって明らかにされています。

上記前提条件を短期間で充足することは困難であるため、本改正案通りに改正が行われた場合、対象案件のうち多数の案件について調達価格が大幅に引き下げられることになる見込みです。そのため、当該案件を進める事業者のみでなく、当該案件の開発関連事業者、当該案件への資金提供者に対する影響は重大なものとなる見込みです。

今後、資源エネルギー庁において、意見公募の結果及びそれを踏まえた改正省令を公表することが見込まれており、各事業者は今後の改正動向を注視する必要があります。

Tax 給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分に関する最高裁判決 最高裁判所（第三小法廷）は、平成30年9月25日、給与所得に係る源泉所得税の納税告知処分等が争われた事案において、法定納期限の経過後に原因行為（債務免除）につき錯誤無効を主張することは許されないとした原審の判断を是認せず、法定納期限が経過したという一事をもって、当該行為の錯誤無効を主張してその適否を争うことが許されないとする理由はないと判示しました。但し、上告人は当該債務免除により生じた経済的成果が錯誤無効であることに起因して失われた旨の主張をしていないとして、結論としては原審の判断を是認し、上告を棄却しています。本判決は、法定納期限経過後に錯誤無効を主張することで納税告知処分等を争う余地を残したという意味で注目すべき判決ですが、一般に課税処分等の適否を争う訴訟において錯誤無効が主張された場合には、具体的な事実に基づいた慎重な検討が必要であるという補足意見も述べられており、錯誤無効を理由とする課税処分の取消しが依然容易ではないことに留意する必要があります。

Tax BEPS 防止措置実施条約が発効 2017年7月号で取り上げた「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「本条約」といいます。）が、我が国について、平成31年1月1日に発効します。本条約は、各租税条約の両締約国が、その租税条約を本条約の対象とすることを選択し、かつ、本条約が両締約国について発効している場合に、その租税条約について適用されるため、平成31年1月1日以後、日本が締約国であり当該条件を満たす租税条約について、順次適用されることとなります。

Corp. コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針の改訂 平成30年9月28日、経済産業省は「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（以下「CGS ガイドライン」といいます。）を改訂しました。CGS ガイドラインは、経済産業省が策定したコーポレートガバナンスの実務に関する指針であり、東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」といいます。）に示された原則を企業が実践するに当たって実務上検討すべき事項等を取りまとめたものです。今回の改訂においては、本年6月のCGコードの改訂（2018年7月号参照）等を踏まえ、社長・CEOの指名及び後継者計画における客観性・透明性の確保に関する記載についての修正等が行われています。上場企業及び当該上場企業に対する投資を行っている投資家等においては、CGコードのみならず、CGSガイドラインの内容についても理解しておくことが重要であると考えられます。